政策性の発揮

セーフティネット機能の発揮

■経営環境や金融環境の変化などに対応し、中小企業者の皆さまの資金繰りを支援しています。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた中小企業者の皆さまからのご相談を承っています

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた中小企業者の皆さまのため、全国66支店に特別相談窓口を設置し、融資や返済に関するご相談を承っています。売上が減少するなど、一定の要件に該当する方々については、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により支援を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化によって財務が毀損した方々については、財務面及び資金繰り面の改善を図るため、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」により積極的に支援を行っています。

新型コロナウイルス感染症関連の融資実績

新型コロナウイルス感染症に関連する融資の実績は、令和6年3月末までの累計で、65,997件、6兆8,461億円となりました。

そのうち、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付の実績は、令和6年3月末までの累計で7,781先、1兆1,012億円となっています。

新型コロナウイルス感染症関連の融資実績

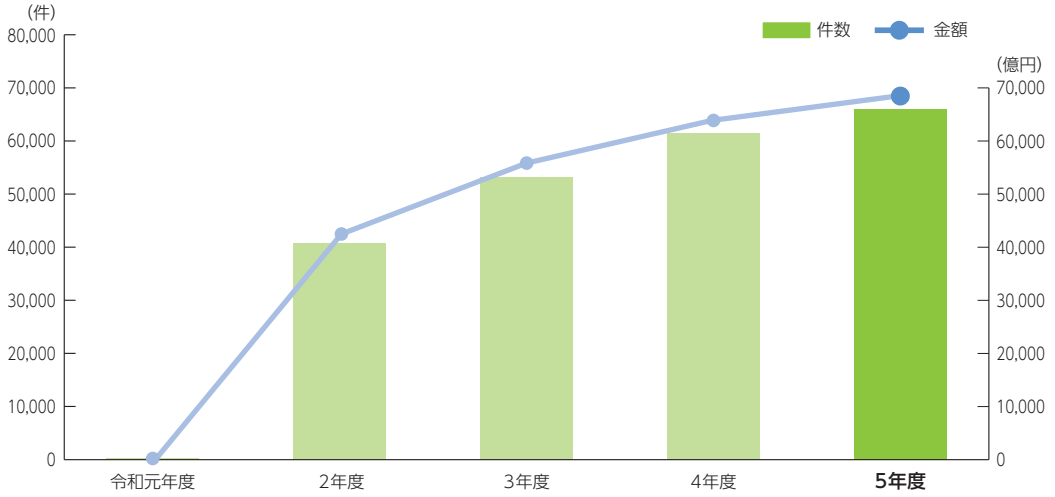

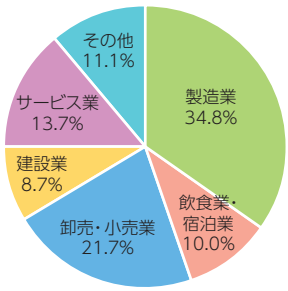

新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付の融資実績

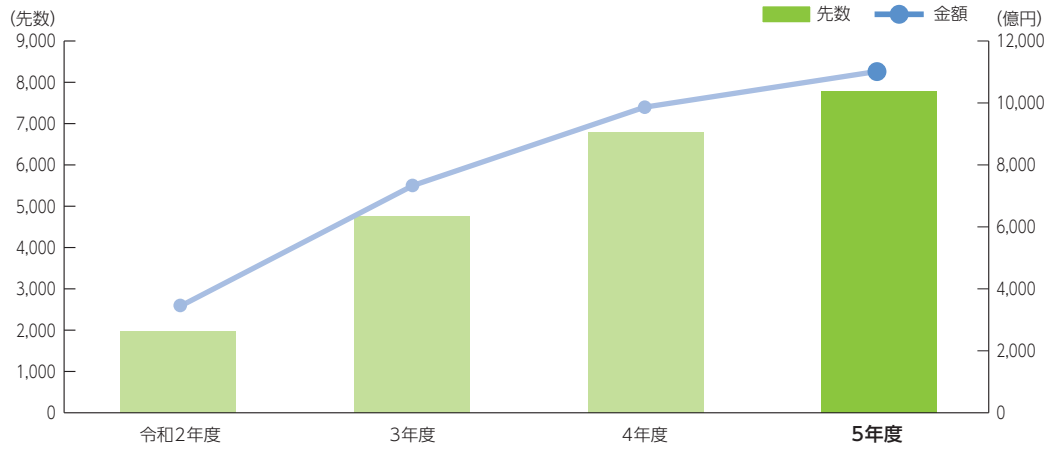

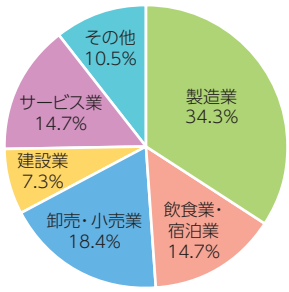

新型コロナウイルス感染症特別貸付(注)

中小企業者の皆さま向けの融資制度「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を令和2年3月17日から実施しています。

本融資制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に業況悪化をきたしている方を支援するための貸付制度です。

利用対象者	融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次の(1)又は(2)のいずれかに当てはまる方であって、かつ、(3)に当てはまる方 (1)　最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比し5%以上減少していること又はこれと同様の状況にあること (2)　債務負担が重くなっていること (3)　中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること	6億円	設備資金20年以内(5年以内) 運転資金20年以内(5年以内)	基準利率 ただし、4億円を限度として融資後3年目までは基準利率−0.5%、4年目以降は基準利率

(注)令和6年4月1日現在の制度概要です。

新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(注1)

中小企業者の皆さま向けの融資制度「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」を令和2年8月3日から実施しています。

本融資制度は、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている経済環境下にあって、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る方に対し、財務体質強化を図るための資本性資金を供給する貸付制度です。

利用対象者	融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方。ただし、次のいずれかに当てはまる方に限る。 (1)　J-Startupプログラムに選定された方又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けて事業の成長を図る方 (2)　中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会を含む。)又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う方 (3)　上記(1)及び(2)に該当しない方であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方(注2)	15億円	5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか(期限一括償還)	ご融資後3年間は0.50%。ご融資後3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、次の2区分の利率が適用されます。ただし、税引後当期純利益額が0円以上であっても、公庫が算出した当面1年間の支払利息の増加予定額を控除した額が0円未満となるときは、「税引後当期純利益額0円未満」に対応する利率が適用されます。

税引後当期純利益額	期間5年1ヵ月、7年期間10年	期間15年	期間20年
0円以上	2.60%	2.70%	2.95%
0円未満	0.50%	0.50%	0.50%

(注1)令和6年4月1日現在の制度概要です。
(注2)民間金融機関等からの協調支援を希望しない方等である場合には、認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画書を策定する方が対象になります。

ポストコロナを見据えた設備投資を協調融資により支援

株式会社いなとり荘は、海を一望する絶景の客室や浴場が特徴の伊豆稲取温泉「いなとり荘」と、緩やかな渚に隣接しプライベート重視の離れ館も備えた南伊豆弓ヶ浜温泉「季一遊(ときいちゆう)」の2旅館を静岡県で運営しています。地元伊豆の山海の幸を用いた料理や細やかなサービスは宿泊客からも評判で、地域を代表する温泉旅館として高い知名度を有します。

全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大によって、一時休館や団体客の減少などの影響を受けましたが、広々とした高級客室は「密」を避けられることもあり個人客からの高い需要を維持していました。そのため、ポストコロナのニーズに対応すべく、「いなとり荘」の客室の一部を高級客室へと改装し個人客の集客を強化することを計画しました。

日本公庫は、設備投資と財務基盤の強化を両立するため、コロナ禍当初からきめ細かいサポートを継続してきたメイン静岡銀行と連携し、新型コロナ対策資本性劣後ローンによる協調融資を実施しました。

改装後の客室は宿泊客から好評を得ており、同社は、さらに追加の客室改装にも取り組んでいます。

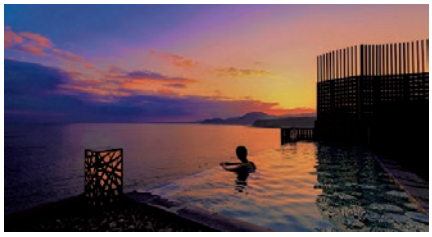

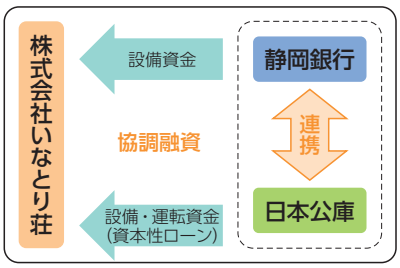

セーフティネット貸付の融資実績

令和5年度は、コロナ禍長期化や物価高の影響により、厳しい状況にある中小企業者の皆さまに対して、円滑な資金供給を行いました。

令和5年度の「セーフティネット貸付（震災セーフティネット及び新型コロナウイルス感染症特別貸付を含む）」の融資実績は、8,169件（前年度比85.5%）となりました。

セーフティネット貸付の融資実績

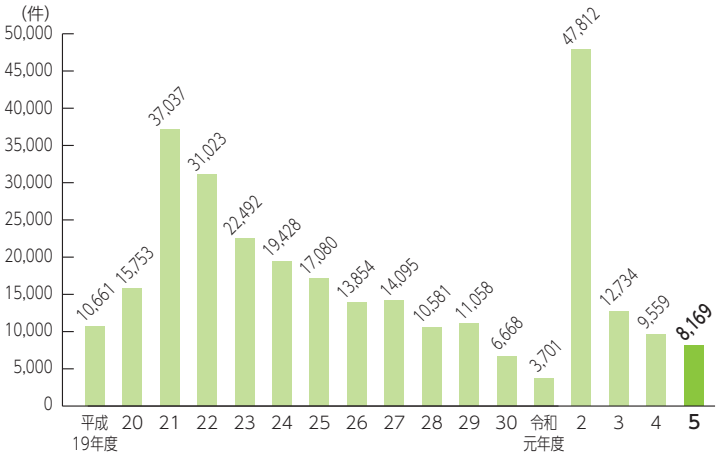

セーフティネット貸付の概要

資金名	ご利用いただける方（概要）	融資限度額	融資期間
経営環境変化対応資金	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている方	7億2千万円	運転資金8年以内 設備資金15年以内
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難をきたしている方	3億円	
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産により経営に困難をきたしている方	1億5千万円	運転資金8年以内

●特別相談窓口を設置し、中小企業者の皆さまのご相談に迅速に対応しています。

中小企業事業では、地震、大雨、暴風雪などの災害の発生、大型の企業倒産など不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた中小企業者の皆さまからの融資や返済条件の緩和などのご相談に迅速に対応しています。

現在設置中の特別相談窓口（令和6年4月末現在）

	窓口数	主な窓口名	設置年月
災害関連	8	東日本大震災に関する特別相談窓口	平成23年3月
		令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口	令和6年1月
そ の 他	5	新型コロナウイルスに関する特別相談窓口	令和2年2月
		ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口	令和3年11月

災害復興支援

■災害による被害を受けた中小企業者の皆さまの復旧・事業再開に向け、資金繰りなどの支援をしています。

災害復興支援の融資実績

中小企業事業では、地震や台風などの自然災害により被害を受けた中小企業者の皆さまへの対応として、特別相談窓口を開設するとともに、災害復旧貸付を実施し、復旧・事業再開に向けた支援を行っています。

主な災害復興支援の貸付状況（令和6年3月末までの累計）

発生時期		災害名	主な被災地	貸付実績	
年	月			件数	金額（億円）
平成7	1	阪神・淡路大震災	大阪府、兵庫県	3,906	1,748
平成16	10	中越地震	新潟県	135	37
平成23	3	東日本大震災	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	26,381	17,875
平成28	4	熊本地震	熊本県、大分県	913	515
平成30	5～7	平成30年7月豪雨	岡山県、広島県、愛媛県	80	37
平成30	9	北海道胆振東部地震	北海道	14	3
令和元年	10	令和元年台風第19号、第20号、第21号	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	132	93
令和2年	7	令和2年7月豪雨	山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県	41	22
令和6年	1	令和6年能登半島地震	新潟県、富山県、石川県、福井県	13	10

新たな事業への取組み支援

■新たな事業への取組みを行う中小企業者やスタートアップを積極的に支援しています。

新事業育成資金及びスタートアップ支援資金の融資実績

中小企業事業は、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業者の皆さまを支援する特別貸付「新事業育成資金」及び我が国の経済成長及び社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの成長を支援する特別貸付「スタートアップ支援資金」に積極的に取り組んでおり、現行の制度がスタートしてからの累計実績(注)は16,875先、8,222億円にのぼっています(令和6年3月末時点)。

(注)新事業育成資金は平成12年2月から、スタートアップ支援資金は令和5年2月から制度がスタートしています。融資実績には、挑戦支援資本強化特別貸付を含みます。

●新株予約権付融資の利用状況

「新事業育成資金」及び「スタートアップ支援資金」には、株式公開を目指すスタートアップなどを対象として、企業が新たに発行する新株予約権を中小企業事業が取得し、必要な資金を供給する「新株予約権付融資」があります。

●資本性ローンの利用状況

資本性ローン(制度名:「挑戦支援資本強化特別貸付(旧挑戦支援資本強化特例制度)」)は、新事業等に取り組む中小企業の財務体質の強化を図るために資本性資金を供給する制度で、平成20年4月より取扱いを開始したものです。

本制度は、無担保・無保証人、融資期間5年1ヵ月又は6年から20年までの各年(期限一括償還)で、融資後1年ごとに業績に応じた利率が適用されるほか、本制度による債務の一部は、金融検査上自己資本とみなすことができます。

新事業育成資金及びスタートアップ支援資金

年度	令和3年度	4年度	5年度
融資先数	639先	825先	912先
金額	272億円	432億円	529億円

新事業育成資金及びスタートアップ支援資金のうち、新株予約権付融資

年度	令和3年度	4年度	5年度
融資先数	41先	69先	75先
金額	35億円	75億円	133億円

資本性ローン(新事業型)

年度	令和3年度	4年度	5年度
融資先数	23先	22先	43先
金額	29億円	21億円	63億円

近距離モビリティの開発・製造販売を手掛けるスタートアップを支援し、ラストワンマイルの課題解決に貢献

当社製品「WHILL ModelC2」

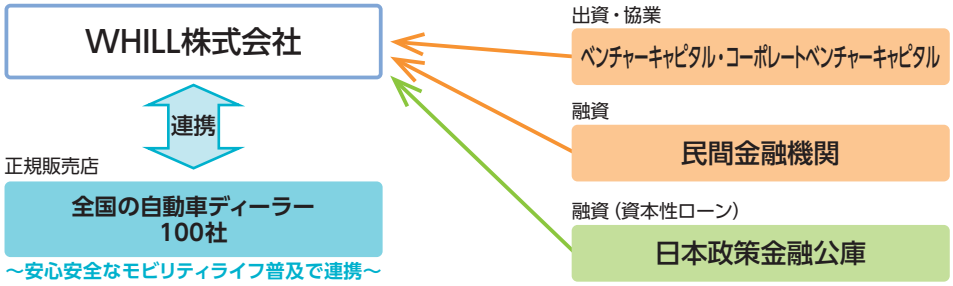

大森支店中小企業事業は、近距離モビリティ「WHILL(ウィル)」の開発・製造販売を手掛けるWHILL株式会社に対して、資本性ローンを適用した融資を実施しました。

「WHILL」は、免許不要で歩行領域を走行できる一人乗りの近距離モビリティで、高いデザイン性や操作性等を備えた自動車でも自転車でもない新しい近距離用の移動手段です。

「すべての人の移動を楽しくスマートにする」をミッションとして、製品化のための資金調達、量産化のための供給体制の整備や部品供給先探し等様々な課題を乗り越え、普及価格帯モデルや安定して長く走ることが可能なスクータータイプのモデル等をリリースしています。これまでに、空港や商業施設等で導入されているほか、近年では、高齢者の移動手段の一つとして「WHILL」に対する注目が高まっており、取扱自動車ディーラー(正規販売店)が全国に拡大しています。

障害の有無や年齢に関わらず、誰もが楽しく安全に乗れる「WHILL」と付随サービスの提供により、既存の交通機関や目的地などとをつなげる、シームレスな移動体験が期待されています。令和4年5月にはWoven Capital(トヨタ自動車の子会社)との資本業務提携を実現し、生産体制のグローバル拡大や空港・病院などでの自動運転サービスの拡大が加速しています。

地域での新たな事業への取組みを支援

中小企業事業は全国39拠点に「新事業・スタートアップ支援推進担当」を設置しています。民間金融機関、ベンチャーキャピタル、大学などの外部機関との連携を強化することで、地域で新事業に取り組む中小企業者及びスタートアップの皆さまへの支援を積極的に推進していきます。

海外展開企業への支援

海外展開への取組みを支援

中小企業事業では、10,151先のお取引先現地法人等が海外で活躍しており、中小企業者の皆さまの海外展開を支援する海外展開・事業再編資金、スタンドバイ・クレジット制度による資金調達支援に取り組んでいます。また海外展開しているお取引先の多い全国36拠点に「海外事業支援推進担当」を設置するなどサポート体制を構築しています。

中小企業事業のお取引先現地法人等の先数
（令和6年3月末）

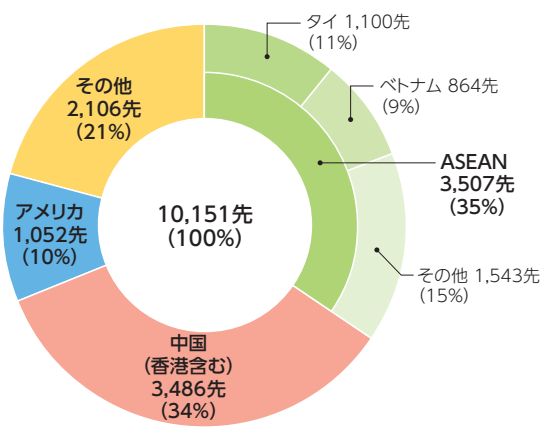

海外展開関連制度の実績

●「海外展開・事業再編資金」の利用状況

令和5年度の「海外展開・事業再編資金」の融資実績は570先、486億円となりました。そのうち「クロスボーダーローン」（海外現地法人に対する直接融資）の融資実績は93先（68億円）となりました。

●スタンドバイ・クレジット制度の利用状況

令和5年度のスタンドバイ・クレジット制度の利用実績は、タイ、中国、韓国、インドネシア、台湾、フィリピン及びベトナムの提携金融機関に対して信用状を発行し、73先となりました。

海外展開関連制度の実績推移

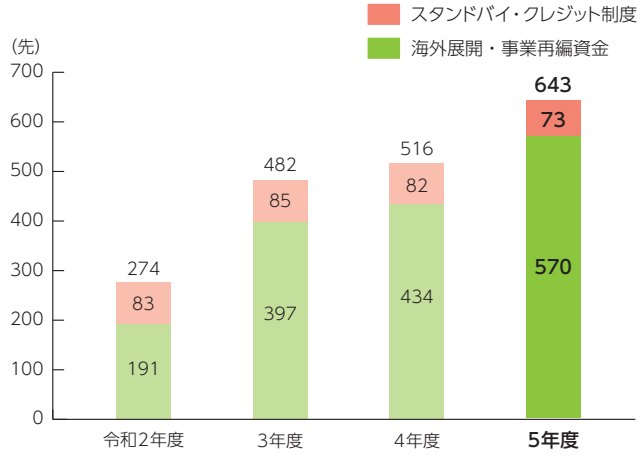

クロスボーダーローンについて

クロスボーダーローンは、経済の構造的変化等に適応するために、国内親会社（中小企業者等）と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人に対して、日本公庫が直接融資する制度です。ご利用いただける国・地域は、タイ、ベトナム、香港、シンガポール又はフィリピンとなっています。

クロスボーダーローンのスキーム図

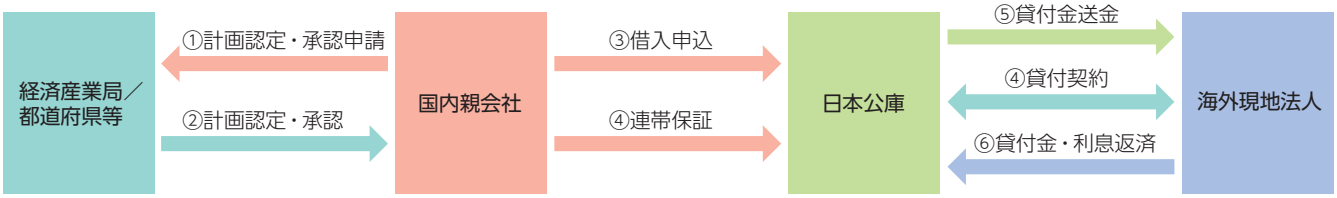

クロスボーダーローンを適用し、ベトナム進出企業の事業拡大を支援

阿倍野支店中小企業事業は、各種プラント設備の製作・据付工事を手掛ける株式会社ソルテック工業のベトナム現地法人であるSOLTEC VIETNAM COMPANYに対してクロスボーダーローンを適用しました。

平成22年に設立された同社は、設計から製造・据付工事までを一貫して対応可能なことに加え、ベトナムにおいて日本の品質基準に準じた品質管理や納期遵守を徹底した結果、大手の現地取引先の獲得や日本向けのプラント設備の加工も手掛けるなど、着実に事業を拡大しています。

本件は、主力取引行である南都銀行と連携し、現地法人に対して事業拡大のための運転資金を協調融資にて支援しました。

なお、クロスボーダーローンの導入により、国内親会社のバランスシートのスリム化や長期安定資金の調達による現地法人の資金繰り安定化などの効果が見込まれます。

スタンドバイ・クレジット制度について

スタンドバイ・クレジット制度は、国内親会社（中小企業者等）と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人等が、日本公庫の提携金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために日本公庫がスタンドバイ・クレジット（信用状）を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援するものです。提携金融機関はアジアを中心に、令和6年3月末時点で15行となっています。

スタンドバイ・クレジット制度のスキーム図

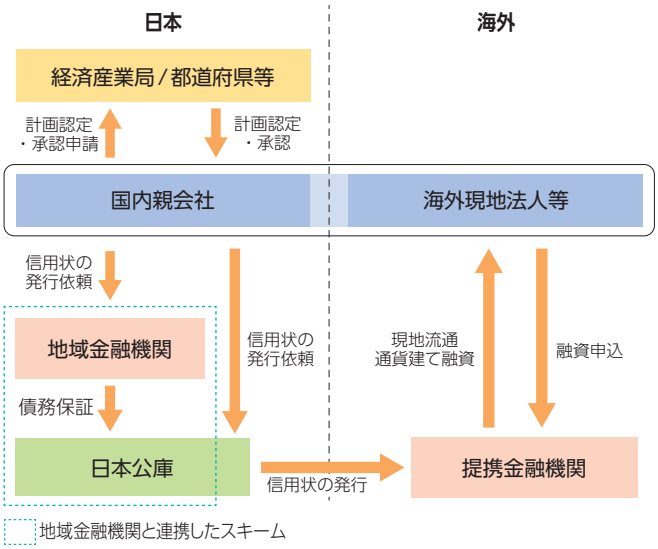

提携金融機関（令和6年3月末現在）

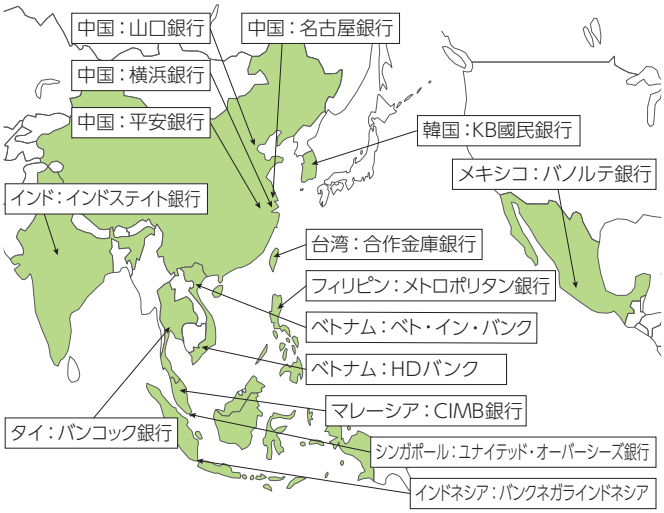

国内地域金融機関との業務連携

中小企業事業では、より多くの中小企業者の皆さまにスタンドバイ・クレジット制度を利用いただけるよう、平成25年度から全国各地の地域金融機関と連携したスキームを構築しています。当該連携スキームにより、中小企業者の皆さまにとっては、日常取引のある地域金融機関を窓口に手続きができ、また地域金融機関にとっては日本公庫の海外ネットワークを制度インフラとして活用できるといったメリットがあります。

令和6年3月末時点で、全国62の地域金融機関と連携しており、制度開始以降延べ62先に対して、本連携スキームによる信用状を発行しました。

業務連携を行っている地域金融機関（令和6年3月末現在、掲載は五十音順）

・愛知銀行	・紀陽銀行	・第四北越銀行	・姫路信用金庫
・秋田銀行	・京都信用金庫	・但馬銀行	・百十四銀行
・阿波銀行	・京都中央信用金庫	・中京銀行	・福井銀行
・伊予銀行	・きらぼし銀行	・筑波銀行	・福井信用金庫
・愛媛銀行	・桑名三重信用金庫	・東濃信用金庫	・福岡銀行
・遠州信用金庫	・西京銀行	・東和銀行	・福島銀行
・大分銀行	・佐賀銀行	・徳島大正銀行	・富士信用金庫
・大垣共立銀行	・三十三銀行	・栃木銀行	・富士宮信用金庫
・大垣西濃信用金庫	・三条信用金庫	・鳥取銀行	・碧海信用金庫
・大阪シティ信用金庫	・しずおか焼津信用金庫	・トマト銀行	・三島信用金庫
・大阪信用金庫	・島田掛川信用金庫	・富山信用金庫	・みなと銀行
・香川銀行	・島根銀行	・長野銀行	・山形銀行
・関西みらい銀行	・十八親和銀行	・長野県信用組合	・横浜銀行
・北伊勢上野信用金庫	・静清信用金庫	・長野信用金庫	・横浜信用金庫
・北日本銀行	・瀬戸信用金庫	・名古屋銀行	
・岐阜信用金庫	・大光銀行	・沼津信用金庫	

タイにおける事業拡大をスタンドバイ・クレジット制度で支援

プロニクス株式会社は精密部品等のプラスチック成型加工業者で、取引先の海外進出に対応するため、タイ及びベトナムに現地法人を設立し、取引先現地法人等、現地日系企業を中心に低コストかつ高品質の製品を供給しています。

タイ法人では、当初の金型製造に加え、射出成型機を導入してプラスチック成型加工業務に事業を拡大、製品の多様化を図っています。

中小企業事業はスタンドバイ・クレジット制度の連携スキームにより、京都信用金庫と連携してバンコック銀行に対し信用状を発行し、タイ法人のタイバーツでの資金調達を支援しました。

海外ビジネス支援パッケージ

海外への販路開拓・拡大を図る中小企業者に対して切れ目ない支援を行うため、中小企業基盤整備機構(中小機構)及び日本貿易保険(NEXI)と「海外ビジネス支援パッケージ」を構築しています。

海外展開に関する課題を抱える中小企業者に対して、3機関が連携し、ビジネスマッチングなどによる海外販売強化支援等を実施しています。

また、本スキームには、令和6年3月末時点で全国110の地域金融機関が参加し、各地域において、中小企業者の海外展開を支援しています。

海外ビジネス支援パッケージのスキーム図

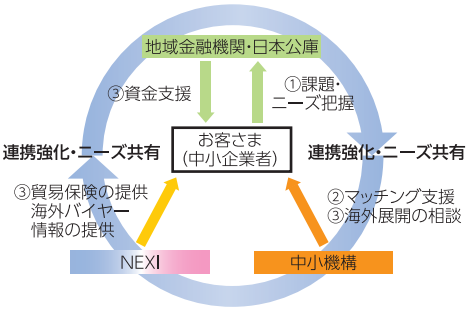

海外駐在員事務所における支援

中小企業事業では、中小企業者の海外現地法人の経営課題解決支援やネットワーク構築の場として、交流会やビジネス商談会を開催しています。また、令和5年11月、ASEAN地域での更なる海外展開支援・情報収集の強化を目的に、ベトナム(ホーチミン市)に、ホーチミン駐在員事務所を開所しました。

●ホーチミン駐在員事務所の開所式

令和6年1月、ベトナム(ホーチミン市)において、ホーチミン駐在員事務所の開所式を開催しました。お取引先現地法人、在ベトナム日本国大使館等の日系関係機関、日系金融機関等から約150名が参加し、ホーチミン駐在員事務所の開所を広く周知することができました。

海外駐在員事務所の業務区域

名称	設置時期	業務区域
上海駐在員事務所	平成23年9月	中国(香港、マカオ及び台湾を含む)、韓国及びモンゴル
バンコク駐在員事務所	平成20年10月	タイ、マレーシア、シンガポール、ミャンマー、ブルネイ、インド及びバングラデシュ
ホーチミン駐在員事務所	令和5年11月	ベトナム、インドネシア、フィリピン、カンボジア及びラオス

ホーチミン駐在員事務所入居ビル

開所式(写真撮影)の様子

開所式(講演会)の様子

●第15回日タイビジネス商談会

令和5年11月、タイ・バンコクにおいて日系企業とローカル企業の取引拡大を目的に、盤谷日本人商工会議所等との共催、日系地域金融機関38機関等の協力を得て、「第15回日タイビジネス商談会」を開催しました。172社(日系146社、ローカル26社)が参加し、266件の商談が組まれました。参加者からは「通常の営業活動では会えないようなバイヤーと面談できた。前向きな反応を得ており、継続してアプローチしたい」などの感想を得られ、販路拡大のきっかけなどを提供することができました。

日タイビジネス商談会の様子

●中国オンライン商談会

令和6年1月、日系地域金融機関等14機関との共催で、中国全域の日系企業を対象とした「中国オンライン商談会」を4日間にわたって開催しました。延べ81社(バイヤー25社、サプライヤー56社)が参加し、102件の商談が行われました。参加者からは「当社近隣には取引可能な業者が無かったが、今回の商談会にて広域かつ複数の企業と商談を行い、取引候補先を見つけることができた」などの感想を得られ、満足度の高い商談会となりました。

海外の中小企業支援機関との連携

●ACSIC加盟機関との連携

中小企業事業は、韓国信用保証基金、インドネシア信用保険公社、タイ信用保証公社など17機関が加盟するACSIC(アジア中小企業信用補完制度実施機関連合)に加盟しており、毎年開催される会議に参加し、信用補完制度実施機関との相互交流を積極的に図っています。

令和5年8月、「持続可能な発展のためのグリーンファイナンスの促進」のテーマの下、モンゴル(ウランバートル)にてモンゴル信用保証基金の主催により開催されました。

第35回 ACSIC会議(モンゴル)

事業再生に向けた取組み支援

■中小企業者の皆さまの事業再生に向けた取組みを資本性ローンなどを活用して積極的に支援しています。

企業再生貸付の融資実績

中小企業事業は、事業の再生や経営再建に取り組む中小企業者の皆さまを支援する特別貸付「企業再生貸付」に積極的に取り組んでいます。

企業再生貸付

年度	令和3年度	4年度	5年度
融資先数	195先	349先	497先
金額	280億円	380億円	452億円

資本性ローン(再生型)

年度	令和3年度	4年度	5年度
融資先数	17先	21先	50先
金額	22億円	28億円	42億円

「シンジケートローン特別貸付(旧シンジケートローン特例制度)」の概要

中小企業事業では、経営改善等に取り組む中小企業者の皆さまを対象として、民間金融機関と連携し、「シンジケートローン特別貸付(旧シンジケートローン特例制度)」を活用した支援に取り組んでいます。令和5年4月に、令和4年度までの事業再生分野に加え、新規事業や環境対策等に取り組む中小企業者にも貸付対象を拡充しました。令和5年度の参加実績は、87件、275億円(うち事業再生分野は44件、81億円)となりました。

【シンジケートローン特別貸付の概要】

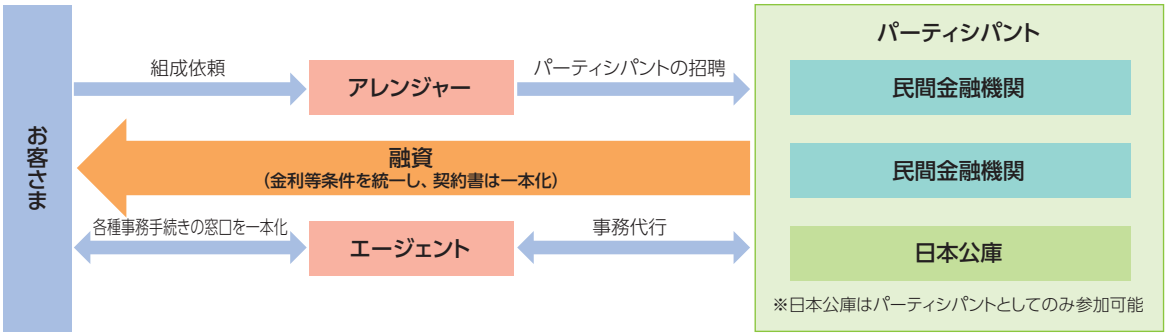

(注) シンジケートローンとは、借入人に対し、複数の貸付人(銀行等)が同一契約書に基づき共通の条件で行う貸付をいいます。

公的再生支援機関との連携実績

全国の中小企業活性化協議会が令和5年12月末までに再生計画策定支援を完了した25,330先のうち、中小企業事業は2割を超える6,089先の支援に関与しました(令和5年12月末時点の累計実績)。

中小企業活性化協議会の再生計画策定支援完了後案件数(累計)	日本公庫中小企業事業が支援に関与した案件数(累計)令和5年度
25,330先	6,089先(24.0%)

(注)令和5年12月末時点

公的再生支援機関・民間金融機関と連携して新規融資(資本性ローン(再生型))を実施

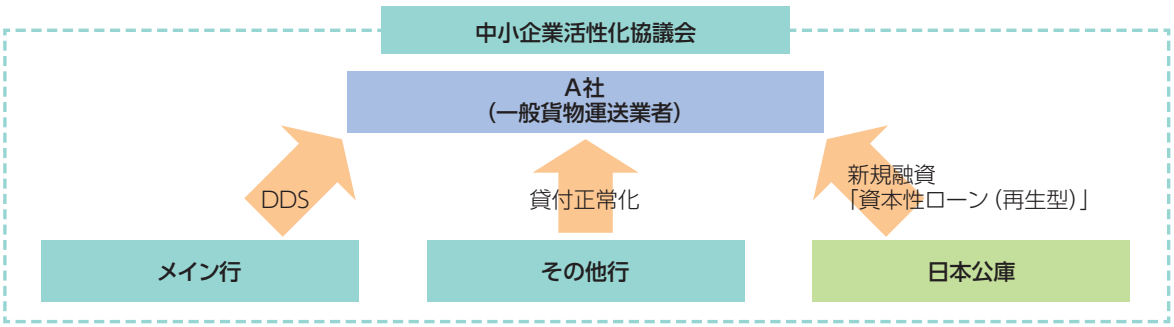

中小企業事業は、中小企業活性化協議会が再生計画の策定支援を行っていたA社に対して、資本性ローン(再生型)を適用し、融資を実施しました。

本件では、メイン行が抜本再生支援(DDS)・その他の取引行は貸付による条件変更口の正常化を行うタイミングで、それまで未取引であった再生企業に対して、再生計画実施に必要な資金として資本性ローンによる新規融資を実施しました。資本性ローンを実施したことで財務基盤強化や資金繰りの安定化につながり、同社の再生を支援しました。

中小企業事業は、今後とも中小企業者の皆さまの事業再生を積極的に支援していきます。

再生支援の実績

			(a) 令和4年度実績	(b) 5年度実績	(b)÷(a) 前年同期比
貸出条件緩和先に対する支援			644先	408先	63%
	(1)貸付対応による支援(注1)		105先	45先	43%
	(2)金融支援手法活用による再生支援	DDS(注2)等による抜本再生	56先	82先	146%
		条件変更等による再生	483先	281先	58%
経営改善計画策定支援(顧客企業による主体的な策定の支援)			1,433先	1,300先	91%

(注1)貸出条件緩和先に対するコロナ関連融資等を含む。
(注2)債権の一部を金融検査上自己資本とみなせる資本的劣後ローンに転換し、債務超過解消を図る金融支援手法。

公的再生支援機関・民間金融機関と連携して貸出条件緩和先に対する新規融資(コロナ関連融資)を実施

中小企業事業では、地場の産業や雇用を支えながらも、コロナ禍の影響を受けているB社(結婚式場)に対し、中小企業活性化協議会関与の下、地元金融機関とともに踏み込んだコロナ関連の新規融資を実施しました。

本件では、新たに策定された再生計画(管理体制強化策等)の内容を評価し、事業継続に必要な資金として地元金融機関等と協調し経営改善の途上にある同社に対して、既存債権の貸出条件を緩和しながら、コロナ関連の新規融資を実施し資金繰りの安定化に繋げました。

今後は、同協議会関与の下、各金融機関と連携して計画の進捗状況をフォローしていきます。

【支援スキームの概要】

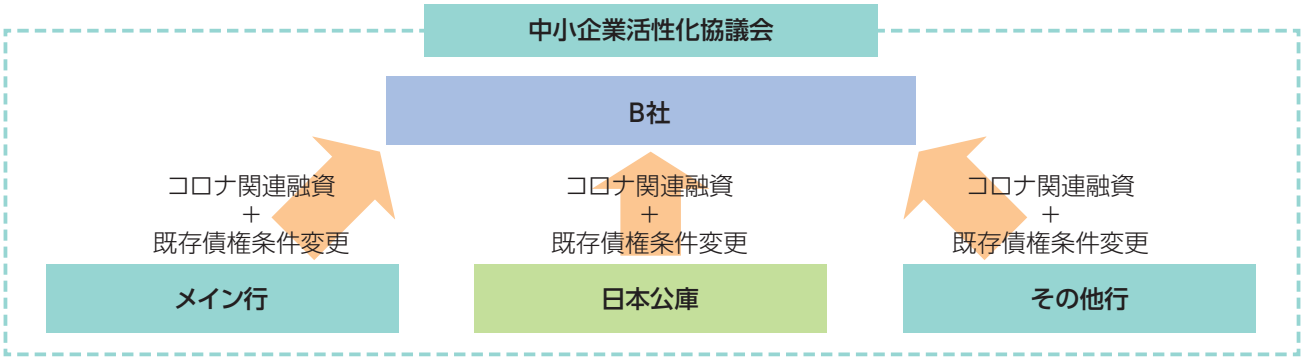

スポンサー等と協働し第二会社方式による事業再生支援を実施

中小企業活性化協議会の関与下で事業再生に取り組んでいるC社(自動車部品製造業者)に対して、第二会社方式による実質的な債権放棄を伴う事業再生支援に取り組みました。

今回の取組みは、再生スキームの構築においてメイン行と日本公庫が連携し、財務スポンサー(再生ファンド)に出資を打診するとともに、事業スポンサー候補の選定等に積極的に関与することで、抜本的な再生計画の成立に繋げました。

【支援スキームの概要】

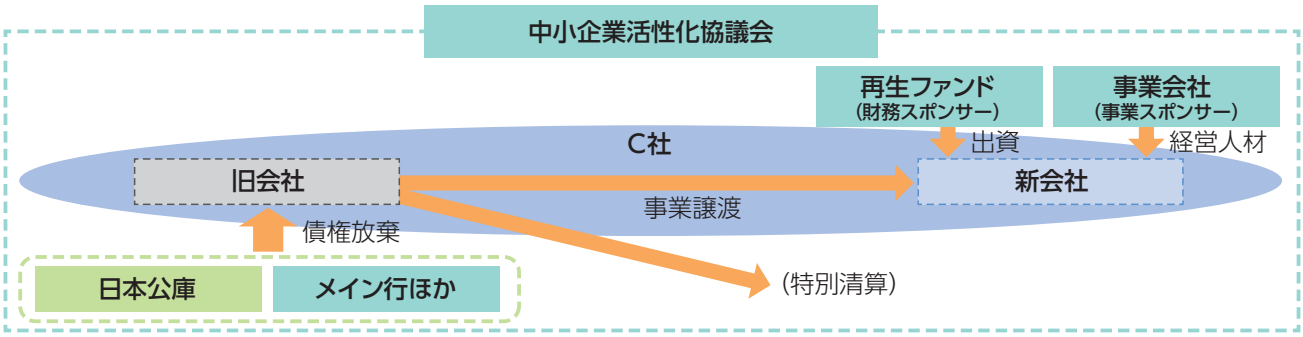

事業承継への取組み支援

■後継者が不在である企業のM&Aなど、中小企業者の皆さまの事業承継の円滑化を資金・情報の両面から支援しています。

事業承継・集約・活性化支援資金の融資実績

中小企業事業は、後継者が不在である企業のM&Aや、安定的な経営権確保のための自己株式取得など、事業や企業の承継・集約に取り組む中小企業者の皆さまを支援するため、特別貸付「事業承継・集約・活性化支援資金」による支援を行っています。

中小企業庁は、「事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進」を平成30年度以降の重要政策の一つとして位置付けています。当事業は、今後も本融資制度を活用し、事業や企業の承継・集約に取り組む中小企業者の皆さまの支援に取り組んでいきます。

事業承継・集約・活性化支援資金融資実績

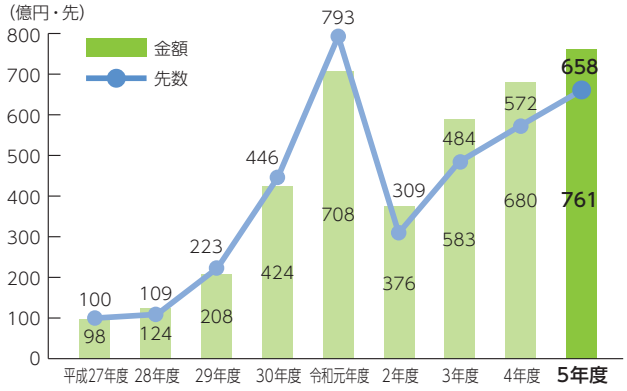

(注) 令和4年度から挑戦支援資本強化特別貸付、令和5年度からシンジケートローン特別貸付も実績値に含みます。

事業承継・集約・活性化支援資金の支援事例

青森支店中小企業事業は、一般土木建築工事業を手掛ける株式会社カネヒロに対し、青森銀行と協調し、同一県内に所在するコンクリートスノコ製造業者（A社）の株式取得資金の融資を実施しました。

A社は、社長が高齢で後継者も不在であったため、事業継続に課題を抱えていましたが、株式会社カネヒロは、事業の安定継続と自社の事業へのシナジー効果を期待できるとして、株式取得に至ったものです。

株式取得後も全従業員を引き続き雇用し事業を継続することで、地域経済の維持・発展への貢献が期待されます。

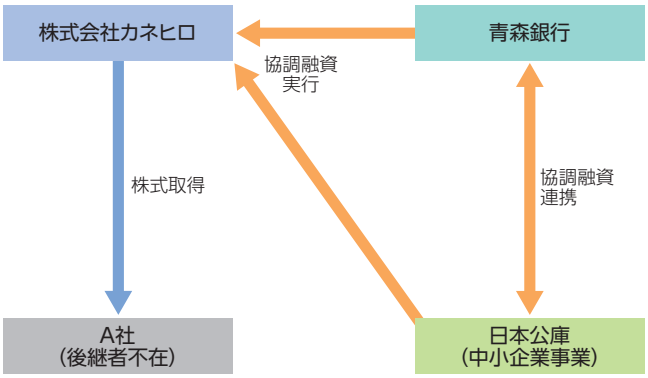

情報面の支援

中小企業事業は、事業承継にかかるお客さまの多様な課題に対し、事業承継診断等による意識喚起とともに、事業承継計画策定支援やM&Aニーズに対する引き合わせ支援、事業承継支援機関への取次ぎ等による課題解決支援に取り組んでいます。

また、仕入先や外注先を有するお客さまには、自社のみならず、サプライチェーン全体の事業承継にも目を向けることの重要性を意識喚起する「サプライチェーン事業承継」の取組みを推進しています。

「サプライチェーン事業承継」の必要性

中小企業においては、仕入先や外注先等のサプライヤーと連携することで、販売先に製品やサービス等を供給している場合があります。

自社の事業承継には意識的に取り組んでいても、仕入先や製造工程の一部を担う外注先といったサプライヤーが後継者不在等により廃業した場合、販売先への供給責任を果たせないなど、自社のサプライチェーンに影響を及ぼす可能性があります。

このような状況にならないよう、自社の事業承継のみならず、自社のサプライヤーにおける後継者の有無や事業承継の準備状況等を把握しておくことが必要です。

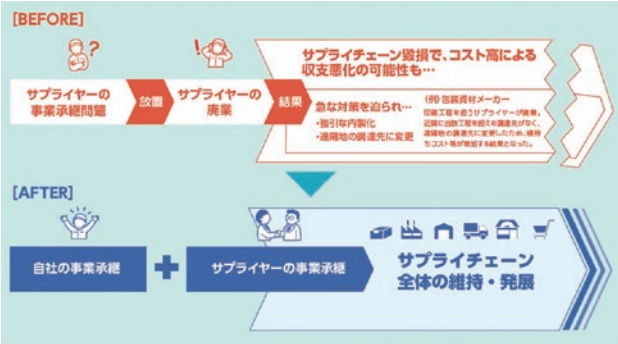

「サプライチェーン事業承継」に向けた取組み

①お客さま提供用資料「みらいへのバトン」収録の「サプライチェーン事業承継診断（様式）」を用いて、お客さまがサプライチェーン全体の事業承継にも目を向けていただけるよう意識喚起しています。

②「事業承継事例集（サプライチェーン事業承継特集号）」を用いて、実際にサプライチェーンの維持・発展を実現した事例を紹介しています。

①

②

不動産担保や保証人に依存しない融資

**■不動産担保や保証人に依存しない融資に取り組み、
中小企業者の皆さまの幅広い資金ニーズに対応しています。**

不動産担保に依存しない融資

中小企業事業では、機械装置や商品在庫、知的財産権等を担保の対象とするほか、無担保貸付にも弾力的に対応しています。特に、無担保貸付は、融資額全体の過半を占めています。

(注)資本性ローン(無担保・無保証人の制度)での融資を含みます。

融資実績（直接貸付）に占める無担保貸付の割合（金額ベース）

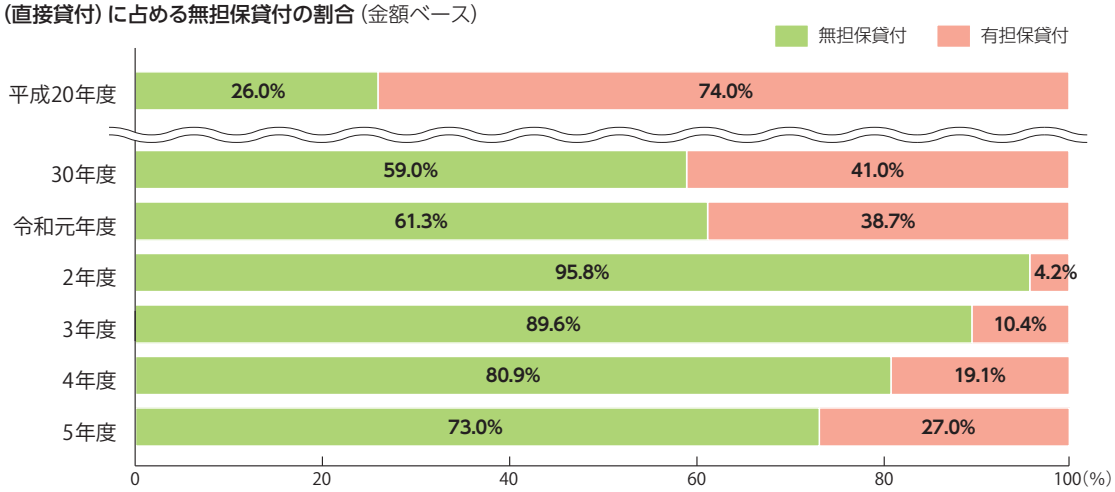

(注) 平成20年度は、無担保貸付を開始した平成20年8月18日以降の融資実績（直接貸付）に占める無担保貸付の割合です。

保証人に依存しない融資

中小企業事業では、従前から経営者保証に依存しない融資に積極的に取り組んでおりますが、平成26年2月に「経営者保証に関するガイドライン」の適用が開始されたことを受け、保証人の取扱いについて、よりご利用しやすいように変更し、すべてのご融資申込先に対して、ご案内した結果、保証人に依存しない融資実績が着実に増加しています。

保証人に依存しない融資実績

	平成27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)
保証人に依存しない融資実績	11,154 (45.0%)	7,927 (47.4%)	22,329 (95.2%)	14,939 (95.8%)	21,328 (94.8%)	14,187 (95.5%)	18,969 (94.4%)	11,636 (94.4%)	18,315 (93.8%)	10,782 (94.0%)	54,606 (99.3%)	45,254 (99.1%)	20,645 (98.0%)	16.512 (97.9%)	17,384 (97.4%)	13,166 (97.2%)	15,579 (96.3%)	11,343 (96.0%)

(注)資本性ローン(無担保・無保証人の制度)での融資を含みます。

保証人に依存しない貸付の割合（金額ベース）

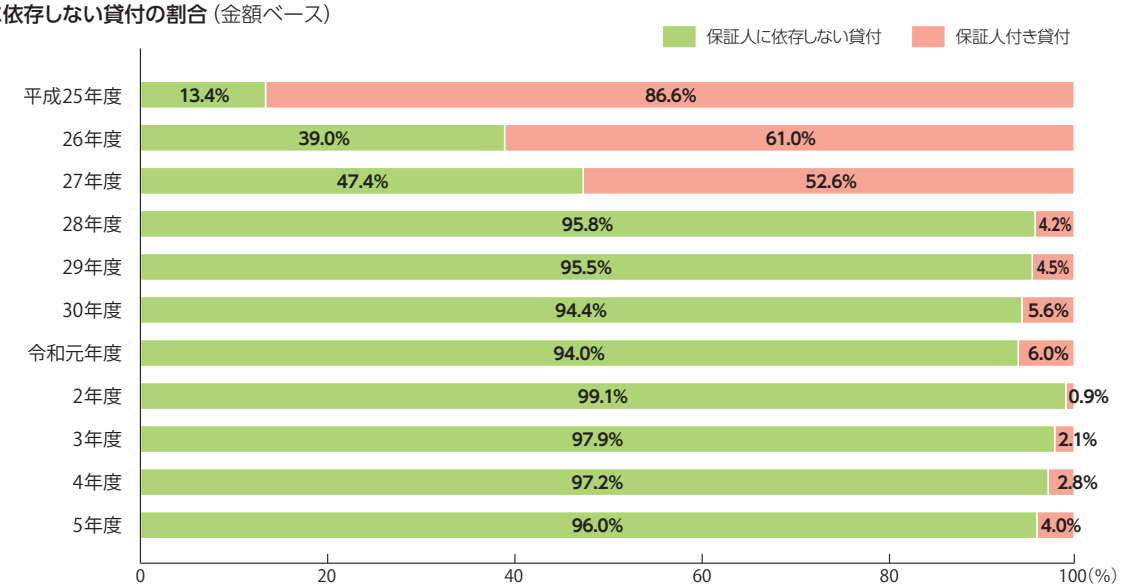

証券化支援

**■証券化手法を活用し、中小企業者の皆さまへの
無担保資金の円滑な供給・資金調達手段の多様化を支援しています。**

証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援

中小企業金融の円滑化を図るという観点から、中小企業者の皆さま向け貸付債権等の証券化が行われています。

中小企業事業は、証券化の手法を活用することで、民間金融機関等による中小企業者の皆さまへの無担保資金の円滑な供給及び中小企業者の皆さまの資金調達手段の多様化を支援しています。また、信用リスク、審査、証券化事務等を適切に負担することで、民間金融機関等が利用しやすい証券化手法を提供しています。

証券化支援業務では、買取型、保証型等の手法を活用し、平成16年7月の業務開始から令和6年3月末までの累計で延べ383の金融機関と連携して、延べ20,405先の中小企業者の皆さまに対する4,894億円の無担保資金の供給を支援しました。

資金供給の状況(平成16年7月～令和6年3月末までの累計)

	買取型 (キャッシュ型)	買取型 (シンセティック型)	保証型	合計
組成件数	10件	13件	6件	29件
先　数	2,317先	15,780先	2,308先	20,405先
金　額	537億円	3,413億円	943億円(注)	4,894億円
参加金融機関	89機関	287機関	7機関	383機関
都市銀行	1機関	–	2機関	3機関
地銀・第二地銀	36機関	89機関	–	125機関
信用金庫	46機関	180機関	1機関	227機関
信用組合	6機関	18機関	–	24機関
その他	–	–	4機関	4機関

(注)貸付債権元本総額を表示。保証実績は660億円(貸付債権元本総額943億円の7割保証)。

買取型の取組事例

42の地域金融機関との連携により、CLOを組成

証券化支援買取業務において、令和6年3月に「地域金融機関CLOシンセティック型(合同会社クローバー2024)」を組成しました。中小企業事業は、42の地域金融機関とCDS契約(注)を締結するとともに、特別目的会社(合同会社クローバー2024)が発行した社債252億円のうち52億円に保証を付しました。本CLOによって、37都道府県の2,397先に対して454億円の無担保資金が供給されました。

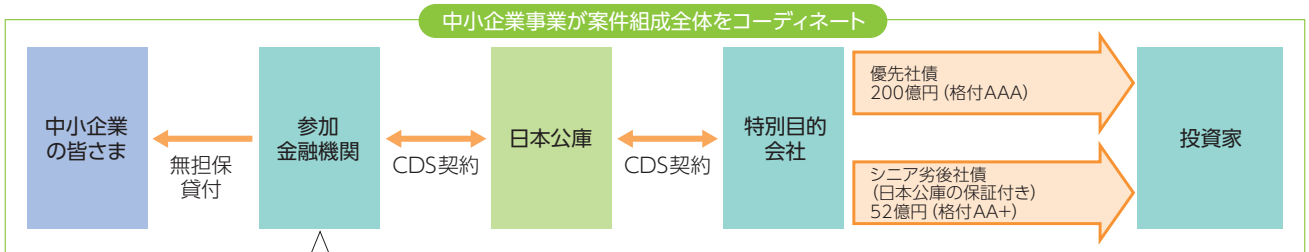

〈令和5年度案件の参加金融機関〉
山形銀行、東北銀行、七十七銀行、北陸銀行、清水銀行、十六銀行、鳥取銀行、四国銀行、筑邦銀行、栃木銀行、京葉銀行、香川銀行、北海道信金、旭川信金、帯広信金、米沢信金、しののめ信金、川口信金、横浜信金、かながわ信金、朝日信金、城南信金、瀧野川信金、富山信金、のと共栄信金、高山信金、愛知信金、長浜信金、京都北都信金、大阪信金、大阪シティ信金、大和信金、姫路信金、西兵庫信金、西中国信金、観音寺信金、福岡信金、青森県信組、秋田県信組、山梨県民信組、飛騨信組、笠岡信組

(注) CDS契約：クレジット・デフォルト・スワップ契約。一種の損失補償契約。